

# あくまで検証を求めます

## 仲戸川裁判長(民事5部)の 拙速審理は絶対に許さない！

登記された木造建物は現存する！

一目見れば明らかなことを「一目瞭然」といいますが、建物が存在するか否かが最大の争点となっている裁判で、仲戸川隆人裁判長(民事5部)は、この現地検証を不要として切り捨て、一方の側(原告・成田空港会社)を有利にする裁判を進めています。

私たち被告・空港反対同盟は、昨年7月19日に、裁判官忌避を申し立てましたが、最高裁はこれを不当に却下しました。6月12日に再開公判が、1年を経てふたたび仲戸川裁判長のもとで開かれます。

まったく許せません！ 私たちは、あくまで裁判所による検証を強く要求します。

### ●あるか無いかは最大の争点

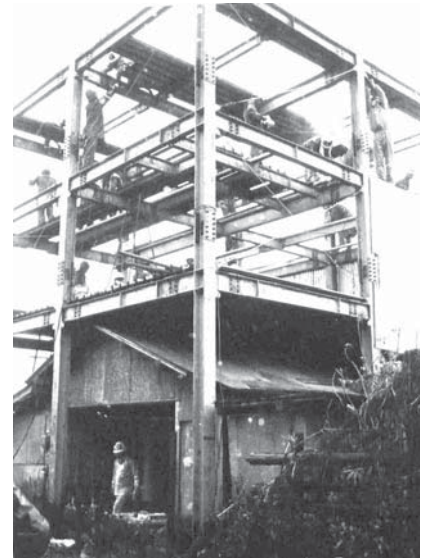
この裁判は、成田空港予定地にある建物(鉄骨造り3階建)の撤去を求めて、空港会社が起こした裁判です(解説参照)。建物は二重構造になっており、鉄骨造り建物の中には、登記された木造建物が存在します。このことが立証されると建物全体の撤去ができなくなります。登記された木造建物があるか否かは、この裁判の最大の争点なのです。

### ●検証せぬまま証人調べに入れない

原告・空港会社は「検証するか否かは裁判所の意向に従う」として、これまで検証に反対してきました。ところがここに来て、突然、裁判所に検証を申し立てたのです(5月30日)。その目的は「登記建物が滅失したことを証す」というもの。事実と正反対！白を黒と言いくるめるための申し立てです。

検証を拒否する仲戸川裁判長の尻馬に乗ってすり抜けを図った空港会社は、「木造建物は現存する」という私たちの主張と証拠に追いつめられ、「解体された」「滅失した」と強弁し押し切ろうと躍起になっています。その悪質なねらいは粉碎あるのみです。

登記された木造建物は現存します。このための検証は絶対に必要です。検証をしないまま、証人調べに入り、証人の数も時間も制限する拙速審理は許されません。私たちは不当な訴訟指揮に抗議し、あくまで検証を要求します。



鉄骨造りの建物は、木造建物を増築して建設された。写真は、1988年の建設途上を撮影したもの

### 【解説】

……天神峰現闘本部裁判とは……

■この裁判は、成田空港暫定滑走路の欠陥のひとつである「へ」の字に曲がった誘導路をめぐる事件です。予定地に建つ建物(鉄骨造り建物)を撤去しようとして、2004年3月に、成田空港会社が建物所有者の空港反対同盟を相手に起こしました。

■建物は二重構造になっており、鉄骨造り建物の中には登記された木造建物が存在します。これは反対同盟に地上権があることを示す重大な事実であり、この権利が立証されると建物が撤去できなくなります。

■空港会社は木造建物の存在を認めるわけにはいかず、反対同盟が鉄骨造り建物を増築したときに解体されたと言い張っています。

三里塚芝山連合空港反対同盟

(連絡先) 事務局長・北原鈺治 成田市三里塚115

<http://www.sanrizuka-doumei.jp/blog/>